

公 益 財 団 法 人

藤井国際奨学財団

2027年度 奨学生募集要項
(留学生用)



公益財団法人 藤井国際奨学財団

公益財団法人の概要

- 設立年月日 2006 年（平成 18 年）6 月 23 日
2012 年（平成 24 年）4 月 1 日 公益財団法人に移行
- 目 的 この法人はアジア諸国の留学生並びに国内の学生のうち、優秀でありながら経済的理由により学業の継続が困難な者に対する奨学および援助などの事業を行い、もって我が国とアジア諸国を中心とした諸外国との友好親善に寄与することを目的とする。
- 所 在 地 〒567-0034
大阪府茨木市中穂積 3-12-2 SKK グローバルセンター5F
- 理 事 長 藤井 訓広

事業内容

1. 留学生並びに国内の学生に対する奨学金の支給
2. 研修会・交流会の開催および機関紙の発行
3. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

奨学生制度の概要

- 募集対象 当財団が指定する大学に在籍し、学業、人物共に優秀かつ健康であり、経済的支援を必要としている留学生（アジア諸国の国籍を持つ私費留学生）
※当財団におけるアジア諸国とは、以下の 21 か国と 2 地域を指します。
インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、台湾、香港
※指定校：
京都大学、大阪大学、神戸大学、大阪公立大学、名古屋大学、金沢大学、福井大学、滋賀大学、和歌山大学、徳島大学、愛媛大学、香川大学、高知大学、岡山大学、広島大学
- 奨学金 月額 5 万円
※2027 年 4 月より 3 か月分を 4 期に分けて給付します。
- 給付期間 2027 年 4 月から最長 3 年間（最短修業年限・年次審査あり）
※学部 3 年、修士 2 年、博士 3 年を上限とします。
※学位を越えての奨学金支給はできません。課程修了のために延長が必要な場合は別途ご相談ください。
- 募集方法 各大学の事務局を通じて募集します。
- 募集人員 20 名前後（継続給付の学生を含む）を予定しています。

応募資格

1. 当財団が指定する大学又は大学院に在籍する正規学生（研究生は対象外）
2. 年齢（2027 年 4 月 1 日現在）
 - ① 学部学生：25 歳までの者
 - ② 修士課程の学生：30 歳までの者
 - ③ 博士課程の学生：35 歳までの者
3. 学費の支弁が困難と認められる者
4. 他の奨学機関からの奨学金の併給について
民間企業が設ける奨学金との併給は不可とします（大学が独自に設けている奨学金との併給は可とします）
5. 財団から要請されるレポートや成績証明書等の提出ができること。
6. 当財団が開催する交流会（例年 10 月開催）等の行事に参加できること。

応募手続き

（1）応募方法

1. 各大学に送付された応募用紙（2027 年度版）を使用してください。
2. 応募用紙は本人が記載し、写真を貼付してください。
3. 応募用紙および必要書類は、大学事務局を通して提出してください。
4. 大学から当財団へは、簡易書留またはレターパック等により郵送してください。

（2）提出書類

1. 応募申込書（所定用紙：3 頁）
2. 小論文（所定用紙：2 頁）
※指定するテーマについて 800 字以内。黒インクまたは黒のボールペンを使用し必ず自筆で記述してください。
3. 学校長または指導教官の奨学生推薦書（所定用紙）
4. 被推薦者承諾書（所定用紙）
5. 個人情報に関する同意書（所定用紙）
6. 学業成績証明書
7. 在学証明書
8. 外国人登録証明書（表、裏の写し）
9. 日本語能力試験（1 級）成績通知書の写し（※）
10. 学部の卒業論文又は、修士課程の修業論文の要旨（※）

※9. 10 は必須提出書類としません。

※故意の記入漏れや虚偽の申請が判明した場合は、採用決定後であっても失格となる場合があります。

（3）受付期間

2026 年 9 月 1 日（火）～10 月 30 日（金）（必着）

（4）応募書類送付先

〒567-0034 大阪府茨木市中穂積 3-12-2 SKK グローバルセンター 5 階
公益財団法人 藤井国際奨学財団 事務局宛

選考方法

学識経験者による面接選考を実施します。

選考は、書類審査の配点に面接審査の評価を加えた総合評価により行います。

面接審査（予定）

日時：11月第4週または12月第1週の土曜日

場所：SKK グローバルセンター 6階会議室

選考結果の通知

選考結果は、面接終了後1カ月以内を目途に通知いたします。

なお、可否に関するお問い合わせには一切お応えできません。

奨学金の支給の停止または打ち切り

次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給を停止または打ち切ることがあります。

1. 大学において学籍を失ったとき
2. 病気その他の理由により修学の継続が困難となったとき
3. 正当な理由なく長期欠席したとき
4. 学業成績または素行が著しく不良と認められるとき
5. 日本国内に1か月以上滞在していないとき
6. 申請書類に虚偽の記載があったとき
7. その他、当財団が奨学生として不適当と判断したとき

お問い合わせ先

ご不明な点は大学事務局を通じて下記までお問い合わせください。

TEL : 072-621-7601

FAX : 072-621-7602

E-mail : office@fujii-zaidan.or.jp